令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日

月曜日

〇内閣府令第三十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 令和七年三月三十一日

内閣総理大臣

石破

茂

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

加える。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを

第十八条の二十七 第二十五条の二十一の三 第二十五条の二十一 第十八条の二十九の二 [略] [⑤] 第一項 [⑥] 第一項 第十八条の三十五 第十八条の三十四の四 [略] 第十八条の三十 第十八条の二十九 第十八条の二十八 [⑤] 第一項 (2) (4) ② 5 略 ものとする。 ②~④ 略] ものとする。 ②~④ 略 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による 前項に規定する申請書は、 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。 前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。 略 略 略 略 略 略 略 改 こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。 正 後 第二十五条の二十一の三 第十八条の三十五 第十八条の三十 第十八条の二十九 第十八条の二十七 第二十五条の二十一 第十八条の三十四の四 第十八条の二十九の二 第十八条の二十八 [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] [項を加える。] ②~④ 同上] [項を加える。] ②~④ 同上] ②~⑤ 同上] ②~④ 同上 ②~⑥ 同上 ②~④ 同上 ②~④ 同上] 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 [同上] 改 正 前 官

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二 ネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、 設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四号に掲げる事項 号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号及び第九号 に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の インター

第二十五条の二十六の六 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。 略

② 5 5 第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式による

6

第二十五条の二十六の七 ② • ものとする。 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。 略

第三十六条の三十の二 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害そ 事業者をいう。 という。)を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者(同項に規定する対象 象支援情報をいう。以下同じ。)の報告(次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」 の他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報(同項に規定する情報公表対 了後とする。 以下同じ。)以外のものについて、 都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終

第三十六条の三十の三 次条第三号に掲げる事項の報告は、 のとする 毎会計年度終了後三月以内に行うも

第三十六条の三十の四 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。 報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、 次の各

月曜日

同じ。)の提供を開始しようとするとき 別表第二に掲げる事項に関するもの 情報公表対象支援(法第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援をいう。 以下

に関するもの 法第三十三条の十八第一項の内閣府令で定めるとき 別表第二及び別表第三に掲げる事項

令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日

いう。) 毎事業年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの (次条において「経営情報

- 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- 事業所又は施設の収益及び費用の内容
- 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

その他必要な事項

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、 ネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 を記載した申請書又は書類 設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、 に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の 号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号及び第九号 (登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、 第四号に掲げる事項 インター

2 同上

[項を加える。]

第二十五条の二十六の六 同上

[項を加える。]

第二十五条の二十六の七

②・③ 同上

[項を加える。]

第三十六条の三十の二 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、 の他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報(同項に規定する情報公表対 事業者をいう。以下同じ。)以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。 という。)を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者 象支援情報をいう。以下同じ。)の報告(次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」 (同項に規定する対象

第三十六条の三十の三 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

[項を加える。]

第三十六条の三十の四 ときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつ 表対象支援(同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。)の提供を開始しようとする ては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。 法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、 情報公

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

の字句と読み替えるものとする。

の字句と読み替えるものとする。

官

及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するものとする。② 都道府県知事は、経営情報の報告を受けた後、当該報告を受けた経営情報について調査

の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄等五十条の二 令第四十五条の三第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次場五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三十の六 法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公第三十六条の三十の六 法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公

項|第 項 第 第十八条の三十四の二第一 第十八条の二十九第一項 第三十六条の三十の二 第十八条の三十五の七 第三項及び第四項 第十八条の三十五第一項 第十八条の三十四の四第 第十八条の三十四の三 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十 第十八条の二十九の二 ら第三項まで及び第五項 第十八条の二十八 第十八条の二十七第六項 略 略 一十六条の三十の五第 一十六条の三十の三第 都道府県知事 談所設置市の長 指定都市の市長及び児童相

第三十六条の三十の五 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表したものとするこたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとするこたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表するものとす第三十六条の三十の五 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとす

[項を加える。]

の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄番五十条の二 令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市場合及び令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理するに該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

第三十六条の三十の二	[同上]	第十八条の二十七第六項第十八条の二十九第一項が十八条の二十九第一項が第十八条の三十九の二第十八条の三十四の二第一項が第三項及び第五項第十八条の三十四の二第一項が第三項及び第四号第十八条の三十四の二第一項が第三項及び第四号	[同上]
		都道府県知事	
		談所設置市の長 超市の市長及び児童相	

令和7年3月31日 月曜日

	第第第項 第 第項第第第第5		第] そ 合 五 [ゎ ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚		第第第	第第	第第	,二,	第二	第第	9 項	第第
略	第十八条の二十七第六項第十八条の二十九第一項が第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項第十八条の三十二第四項第十八条の三十四の二第一第十八条の三十四の二第一第十八条の三十四の二第一第十八条の三十四の四第一第十八条の三十四の四第一第十八条の三十五の七	略	それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の場第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中	略	第三十六条の三十九の二第三十六条の三十九の二	第三十六条の三十五第二項第三十六条の三十三第二項	第三十六条の三十二の九第三十六条の三十二の八	. 填	第三十六条の三十二の四二項	第三十六条の三十二の二第第三十六条の三十一第二項		第三十六条の三十の七第二第三十六条の三十の六
	三十五項 三十五項 三十五項 三十五項 三十五項 三十五項 三十四の二 第三十四の二 第二項 三十四の二 第二項 三十五第一項 第二項 第二項 第二項		下欄の字句と読み替えるものとする、次の表の上欄に掲げるこの命令の令第四十五条第二項の規定により、		の三十八年の三十八年	の三十五窓の三十五窓	の三十二の		の三十二の	の三十二の) : - -	の三十の上
	, ー ー か		句と読みの上欄に		二星項	第二項 項	九八		第		Î	第二
	都 道 府 県 知 事		替えるも現の規定]] [都道府県知事		
	事		の 命 令 の る						=	事		
			欄の字句と読み替えるものとする。次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉									
	中 核 市 の								談所	指定		
	市 の 市 長		同表中欄に掲げるものは、に関する事務を処理する場						談所設置市の長	指定都市の市長及び児童相		
			掲 げるも						長	長及び児童		
			のは、場							相		
同	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	同	第五十条の 三 それぞれ同表	同	第第第	第第二二	第第	,二,	第二	第第		第第三三
[同上]	第十八条の三十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十九 第十八条の三十五 四項 項 項 項 の三十五 四 項 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 の 三十五 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	同上	五十条の三 へ 合においては、	同上	第三十六条の三十第三十六条の三十	第三十六条の三十第三十六条の三十	第三十六条の三十第三十六条の三十)	第三十六条の三十二項	第三十六条の三十第三十六条の三十	:	第三十六条の三十の
	第十八条の二十七第六項第十八条の二十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項第十八条の三十九の二第十八条の三十四の二第一項、第十八条の三十四の二第一項で入るの三十四の二第一項では、第十八条の三十四の四回の三十五の七十五の一項では、		下欄のまって		四兰兰十十十	= =	= =		主	三十十	_	三十の六
					九八の第	五 三 第	$\stackrel{\dot{-}}{=}\stackrel{\dot{-}}{=}$		<u>ニ</u>	一の第	î	
	, 一 か		句と読み替の上欄に切る 一番 第二番		九の二	五第二項 三第二項	立立の九八)	二の四第	二の二第二第二第二部		の七第二
	, 一 か		句と読み替えるもの上欄に掲げるこの		九の二項	五第二項	一一のの九八)	四 第 ———		- 11m/	第二
	項 項 不 都 道 府 県 知 事		下欄の字句と読み替えるものとする。、次の表の上欄に掲げるこの命令の場合第四十五条第二項の規定により、ま		九の二項	五第二項 三第二項	二一ののカバ		四 第 ———	一の二第一都道府県知事	57 - 1 1mv	第二
	, 一 か		それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の宮五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が明		九の二八第二項	五第二項 三第二項	二 一 の 八 八		四 第 ———		257 - 1187 -	7. 一
	が都道府県知事		-欄の字句と読み替えるものとする。次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、写字四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に		九の二八第二項	五第二項 三第二項	二 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		四第	都道府県知事		1第二
	が都道府県知事		句と読み替えるものとする。の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する東		九の二八第二項	五第二項	二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		四第	都道府県知事	err - 1 tm/	1第二 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	, 一 か		句と読み替えるものとする。の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場		九の二	五第二項 三第二項	二の九		四 第 ———	都道府県知事	67 - 1 lm/	1第二

(経過措置)

府令による改正後の児童福祉法施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

ものとする。

3 令和八年三月三十一日までの間は、この府令による改正後の児童福祉法施行規則第三十六条の三十の三第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替える

2 この府令の施行の日前にこの府令による改正前の児童福祉法施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)に受理された申請又は届出については、この

びに第五十条の三の表の改正規定(「第十八条の三十四の四」を「第十八条の三十四の四第一項」に改める部分に限る。)並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

中核市の市	第二号関係) 中核市の市長 中核市の市長 中核市の市長 中核市の市長 (指定入所 支援をいう。)を除く。)を	中核市の市長	31 備考 表中	第一~第三		曜	別表第二	[略]	官 第三十	第三	第三二	報 第三	第三	二項	第三点	二項	第三	項			71号	号 第	項
第二号関係)	第二号関係) 中核市の市長 中核市の市長 中核市の市長 中核市の市長 (指定入所 支援をいう。)を除く。)を	中核市の市長 中核市の市長 東三十六条の三十の四 第三十六条の三十の四 第三十六条の三十の四 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の十 第三十六条の三十の一 第三十六条の三十の一 第三十六条の三十一の一 第三十六条の三十一の一 第三十六条の三十一の四 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十六条の三十二の1 第三十六条の三十六条の三十六条の三十六条の三十六条の三十六条の三十六条の三十六条の	の 「 」 の記		(第三十六条の三十の				十六条の三十九の二十六条の三十八第二項	十六条の三十五第二項	十六条の三十三第二項	十六条の三十二の九	十六条の三十二の八		兀		十六条の三十二の二第		十六条の三十の七第二	十六条の三十の六	十六条の三十の五第一	十六条の三十の四第一	
中核市の市長市の市長でいう。を除く。)をでいう。を除く。)をでいう。を除く。)を	の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の市長の	(法第二十四条の二 (法第二十四条の二 (法第二十四条の二 (法第二十四条の二 (法第二十四条の二 (法第二十四条の二 (法第二十四条の二 (第三十六条の三十の五 (第三十六条の三十一の五 (第三十六条の三十一の五 (第三十六条の三十一の五 (第三十六条の三十一の五 (第三十六条の三十一の五 (第三十六条の三十一の五 (第三十六条の三十二の八 (第三十六条の三十二の八 (第三十六条の三十二の八 (第三十六条の三十二の八 (第三十六条の三十二の八 (第三十六条の三十二の八 (10) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の八 (11) (第三十六条の三十二の四第 (11) (第三十六条の三十一の四第 (11) (第三十六条0三十一の四第 (11) (第三十六条0三十一の四第 (11) (第三十六条0三十一の四十一の四第 (11) (第三十六条0三十一の四十一の四十一の四十一の四十一の四十一の四十一の四十一の四十一の四十一の四	記である。		四第二号関係)		四第一号及び第二号関係)								都道府県知事							情報公表対象支援を	都道府県知事
	第三十六条の三十の四 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の七第二 第三十六条の三十二の六 第三十六条の三十二の六 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の十 同上]	第三十六条の三十の四 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の川 第三十六条の三十二の川 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の川 第三十六条の三十六条の三十五第二項													中核市の市長							支援をいう。)を除く。)を 第一項に規定する指定入所 所支援(法第二十四条の二	中核市の市長